

動物実験等実施規程

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）が実施する動物実験等について、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「動物愛護管理法」という。）及び実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号。以下「飼養保管基準」という。）を踏まえ、科学的観点、動物愛護の観点及び環境保全の観点から、その適正な実施を図るため、農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年6月1日付け18農会第307号。以下「基本指針」という。）の第2の2に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 動物実験等 動物を試験研究、生物学的製剤の製造又は教育の用その他の科学上の利用に供することをいう。
- 二 実験動物 動物実験等のため、施設等で飼養し、又は保管している哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物（施設等に導入するために輸送中のものを含む。）をいう。
- 三 研究所 組織規程（27規程第139号）第5条に規定する研究所をいう。
- 四 事業場 組織規程第449条第1項に規定する事業場をいう。
- 五 動物実験計画 動物実験等の実施に関する計画をいう。
- 六 飼養保管施設 実験動物を恒常的に飼養し、又は保管する施設をいう。
- 七 実験室 実験動物に実験操作を行う実験室をいう。
- 八 実験動物管理者 飼養保管基準第2の（5）に規定する実験動物管理者をいう。
- 九 実験実施者 飼養保管基準第2の（6）に規定する実験実施者をいう。
- 十 実験責任者 実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。
- 十一 飼養者 飼養保管基準第2の（7）に規定する飼養者をいう。
- 十二 管理部 本部管理本部の観音台第1管理部、観音台第2管理部、観音台第3管理部、藤本・大わし管理部、池の台管理部、北海道管理部、東北管理部、西日本管理部、九州沖縄管理部、さいたま管理部及び川崎管理部をいう。

(法令との関係)

第3条 農研機構における動物実験等の実施については、動物愛護管理法、飼養保管基準その他の動物実験等に関する法令（告示を含む。以下「動物実験等に関する法令」という。）及び基本指針に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(基本原則)

第4条 動物実験等の実施に当たっては、動物実験等の国際原則である「代替法の利用 (Replacement)」(科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう。以下同じ。)、
「使用数の削減 (Reduction)」(科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮することをいう。以下同じ。)及び「苦痛の軽減 (Refinement)」
(科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないことをいう。以下同じ。)の3Rの理念に基づき、適正に実施しなければならない。

(適用範囲)

第5条 この規程は、農研機構において実施する実験動物を用いる全ての動物実験等に適用する。

2 農研機構は、動物実験等の実施を農研機構以外の機関に委託等する場合、委託等先においても、基本指針又は委託等先の所管省庁等の定める動物実験等に関する指針に基づき、動物実験等が実施されることを要請するものとする。

(理事長の責務)

第6条 理事長は、農研機構における動物実験等並びに実験動物の飼養及び保管に関する業務の最高責任者として、動物実験等が適正に実施され、並びに実験動物の飼養及び保管が適切に行われるよう必要な監督を行うとともに、最終的な責任を負うものとする。

(理事の責務)

第7条 理事(研究推進Ⅲ担当)(以下「理事」という。)は、農研機構における動物実験等並びに実験動物の飼養及び保管に関する業務を総括する。

2 理事は、動物実験等並びに実験動物の飼養及び保管に関する業務について、重大な問題が発生した場合には、理事長に報告しなければならない。

(業務の委任)

第8条 理事は、動物実験等並びに実験動物の飼養及び保管に関する業務のうち、次の各号に掲げるものの実施に関する権限を本部企画戦略本部長(以下「企画戦略本部長」という。)に委任する。

- 一 動物実験委員会に関すること。
- 二 動物実験計画の承認に関すること。
- 三 動物実験計画の実施結果の把握に関すること。
- 四 飼養保管施設及び実験室(以下「飼養保管施設等」という。)の指定の把握に関すること。
- 五 適正な動物実験等の実施並びに実験動物の適切な飼養及び保管を行うために必要な

教育訓練等に関すること。

六 動物実験等に関する評価に関すること。

2 企画戦略本部長は、前項各号に掲げる業務の実施状況について、理事に報告しなければならない。

(研究所の長の責務)

第9条 研究所の長は、飼養保管基準第2の(4)に規定する管理者として、当該研究所における動物実験等並びに実験動物の飼養及び保管に関する業務を掌理する。

2 研究所の長は、事業場の長と連携して、動物実験等の適正な実施並びに実験動物の適切な飼養及び保管を確保するものとし、その所属する職員等(職員及び職員以外の者であって、農研機構が定める規程等に基づき受入れ等をしている研究者、技術講習受講者その他農研機構において農研機構の業務に従事する者をいう。)に対し、動物実験等に関する法令、基本指針及び本規程を遵守させなければならない。

3 研究所の長は、動物実験等並びに実験動物の飼養及び保管に関する業務について問題が発覚した場合には、直ちに企画戦略本部長に報告しなければならない。

(事業場の長)

第10条 事業場の長は、研究所の長の指示に基づいて、当該事業場における実験動物の適正な飼養及び保管を確保するため、実験動物の健康及び安全の保持、飼養保管施設等の維持管理並びに周辺環境の保全に努めなければならない。

2 事業場の長は、飼養保管施設等及び周辺環境に関する問題が発覚した場合には、直ちに動物実験等を行う研究所の長、企画戦略本部長及び当該事業場を担当する管理部の長(以下「管理部長」という。)に報告しなければならない。

(実験動物管理者)

第11条 飼養保管施設等ごとに、実験動物管理者を置く。

2 実験動物管理者は、実験動物の飼養及び保管に関する知識及び経験を有する者のうちから、事業場の長が指名する。

3 実験動物管理者は、事業場の長の指示に基づいて、施設等管理責任者(施設等管理規程(13規程第47号)第2条第1項に規定する施設等管理責任者をいう。)と連携して、当該担当する飼養保管施設等における実験動物の適切な飼養及び保管を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

4 実験動物管理者は、次に掲げる事項について、実験責任者、実験実施者及び飼養者に対し、必要な助言又は指導をすることができる。

一 飼養保管施設等の維持管理並びに実験動物の飼養及び保管に関すること。

二 動物実験等及び実験動物の取扱いに関すること。

(動物実験委員会)

第12条 農研機構に、専門分野ごとに動物実験委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、動物実験等並びに実験動物の飼養及び保管に関する次に掲げる事項について審議又は調査し、企画戦略本部長に報告又は助言する。
 - 一 動物実験計画及び飼養保管施設等が動物実験等に関する法令、基本指針及び本規程に適合していることの審査に関すること。
 - 二 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること。
 - 三 自己点検の評価に関すること。
 - 四 前3号に定めるもののほか、動物実験等の適正な実施並びに実験動物の適切な飼養及び保管のために必要な事項に関すること。
- 3 委員会は、企画戦略本部長が次に掲げる者から任命した委員により構成し、その役割を十分に果たすのに適切なものとなるよう配慮する。
 - 一 動物実験等に関して優れた識見を有する者
 - 二 実験動物の飼養及び保管に関して優れた識見を有する者
 - 三 前2号に掲げる者のほか、学識経験を有する者
- 4 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 5 委員長は、委員会を招集し、委員会の会務を総括する。
- 6 委員は、自らが実験実施者である動物実験計画の審査に参画することができない。
- 7 委員会の事務局は、企画戦略本部新技術対策課に置く。
- 8 第2項から前項までに定めるもののほか、委員の任期、運営等委員会に関し必要な事項は、企画戦略本部長が定める。

(動物実験等の原則)

第13条 動物実験等は、事前に企画戦略本部長の承認を得ることなく、実施してはならない。

(動物実験計画の立案)

第14条 実験責任者は、動物実験等を実施しようとする場合は、あらかじめ、実験動物管理者の意見を聞いた上で、動物実験計画を立案しなければならない。

- 2 動物実験計画の立案に当たっては、動物実験等に関する法令、基本指針及び本規程の遵守並びに安全確保のために必要な配慮をするとともに、動物実験等が研究の目的、意義及び必要性和照らして適正に行われる必要があることから、次に掲げる事項を踏まえて作成するものとする。
 - 一 「代替法の利用 (Replacement)」に配慮して、実験動物を適切に利用すること。
 - 二 実験動物の「使用数の削減 (Reduction)」のため、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮すること。
 - 三 「苦痛の軽減 (Refinement)」により動物実験等を適切に行うこと。
 - 四 苦痛度の高い動物実験等、例えば、致死的な毒性試験、感染実験、放射線照射実験等を行う場合は、動物実験等を計画する段階で人道的エンドポイント (実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミングのこと。以下同じ。) の設定を検討すること。

(動物実験計画の承認)

- 第15条 実験責任者は、前条第1項の規定により立案した動物実験計画を所属する研究所の長を通じて企画戦略本部長に提出し、その承認を得なければならない。
- 2 企画戦略本部長は、前項の規定により提出された動物実験計画について、当該動物実験計画に係る審査を委員会に諮り、その結果を踏まえて承認の可否を決定するものとする。
- 3 企画戦略本部長は、承認の可否を決定した場合は、速やかに研究所の長を通じて当該動物実験計画を提出した実験責任者に通知するものとする。
- 4 前条及び前3項の規定は、承認を得た動物実験計画の変更について準用する。

(動物実験等の実施)

- 第16条 実験実施者は、動物実験等の実施に当たっては、動物実験等に関する法令を遵守するとともに、基本指針に従うものとし、特に以下の事項に留意しなければならない。
- 一 適切に維持管理された飼養保管施設等を用いて実施すること。
- 二 動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項を適切に行うこと。
- ア 麻酔薬、鎮痛薬等の利用
- イ 実験の終了の時期（人道的エンドポイントを含む。）の配慮
- ウ 術後管理
- エ 安楽死の選択
- 2 実験責任者は、物理的若しくは化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組換え生物等を用いる動物実験等又は人若しくは実験動物の安全及び健康、周辺環境、生態系に影響を及ぼす可能性のある動物実験等を実施する場合は、これらの取扱いに係る関係法令及び農研機構が定める規程等の規定並びに研究所の施設の状況を踏まえ、実験実施者及び飼養者の安全確保及び健康保持のほか、家畜衛生、公衆衛生、生態系及び環境保全上の支障を防止するために必要な措置を講じなければならない。
- 3 実験実施者は、動物実験等の実施に先立ち必要となる実験手技等の習得に努めなければならない。
- 4 実験実施者は、動物実験等の実施に当たっては、実験責任者及び実験動物管理者の指示に従わなければならない。
- 5 飼養者は、動物実験等の実施に当たっては、実験実施者、実験責任者及び実験動物管理者の指示に従わなければならない。
- 6 実験責任者は、動物実験計画を終了したときは、使用動物数及び成果等について研究所の長を通じて企画戦略本部長に報告しなければならない。

(飼養保管施設の要件)

- 第17条 飼養保管施設は、次の各号に掲げる要件を満たし、及び適切に維持管理されたものでなければならない。
- 一 飼養及び保管を行う実験動物の種類、数等に応じた飼育設備を有すること。

- 二 床や内壁等の清掃、消毒が容易である等衛生状態の維持及び管理が容易な構造であり、器材の洗浄及び消毒等を行う衛生設備を有すること。
 - 三 実験動物が突起物等により傷害等を受けるおそれがない構造であること。
 - 四 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。
 - 五 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。
 - 六 使用する者の安全及び健康保持が確保されること。
- 2 前項各号に掲げる要件のほか、飼養保管施設は、動物実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、次の要件が確保されるよう努めなければならない。
- 一 個々の実験動物が、自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく、泳ぐ等日常的な動作を容易に行うための広さ及び空間を備えること。
 - 二 実験動物に過度なストレスがかからないように、適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造であること。

(実験室の要件)

第18条 実験室は、次の各号に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- 一 実験動物が逸走しない構造及び強度を有するとともに、実験動物が室内で逸走した場合に捕獲しやすい環境が維持されていること。
- 二 排泄物や血液等による汚染に対して、清掃や消毒が容易な構造であること。
- 三 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

(飼養保管施設等の指定)

第19条 実験動物の飼養若しくは保管又は動物実験等は、研究所の長が指定した飼養保管施設等でなければ行うことができない。

- 2 研究所の長は、実験動物管理者からの届出に基づき、動物実験等に関する法令、基本指針及び本規程に適合している飼養保管施設等について指定するものとする。
- 3 研究所の長は、前項の規定により飼養保管施設等の指定をした場合には、速やかにその旨を実験動物管理者に通知するとともに、企画戦略本部長及び事業場の長に報告しなければならない。
- 4 事業場の長は、指定された飼養保管施設等の適切な維持管理及び改善に努めなければならない。
- 5 研究所の長は、当該指定した飼養保管施設等が動物実験等に関する法令、基本指針若しくは本規程に適合しなくなった場合又は当該指定した飼養保管施設等を使用する実験動物の飼養若しくは保管若しくは動物実験等が終了した旨の届出が実験動物管理者からあった場合は、当該指定を取り消すものとする。
- 6 研究所の長は、前項の規定により飼養保管施設等の指定を取り消した場合には、速やかにその旨を実験動物管理者に通知するとともに、企画戦略本部長及び事業場の長に報告しなければならない。

(飼養保管施設等廃止時の扱い)

第20条 研究所の長は、飼養保管施設等を廃止する場合は、飼養又は保管をしている実験動物を他の施設へ譲り渡すよう努めなければならない。やむを得ず実験動物を殺処分しなければならない場合にあっては、動物の殺処分方法に関する指針（平成7年総理府告示第40号）に基づき行うものとする。

(実験動物の飼養標準操作手順)

第21条 研究所の長は、実験動物の飼養保管の標準操作手順を定め、実験実施者及び飼養者に周知するものとする。

(実験動物の導入)

第22条 実験動物管理者及び実験責任者は、実験動物の導入に当たっては、実験動物が、動物実験等に関する法令及び関係行政機関が定めた指針等に基づき適正に管理されている事業者から入手しなければならない。

2 実験責任者は、野生動物を導入する場合は、鳥獣の保護に関する法令等に従って適正に行わなければならない。

(実験動物の健康及び安全の保持)

第23条 実験動物管理者、実験実施者及び飼養者は、実験動物の飼養及び保管に当たっては、飼養保管基準に従い、次の事項に留意し、実験動物の健康及び安全の保持に努めなければならない。

- 一 実験動物の生理、生態、習性等に応じ、かつ、実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切に給餌及び給水を行うこと。
- 二 実験動物が傷害又は疾病（実験等の目的に係るものを除く。以下この条において同じ。）を予防する等のため、実験動物に必要な健康管理を行うこと。
- 三 実験動物が、傷害を負い、又は疾病にかかった場合にあっては、動物実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な治療等を行うこと。
- 四 飼養保管施設等への実験動物の導入に当たっては、必要に応じて適切な検疫、隔離飼育等を行うことにより、実験実施者、飼養者及び他の実験動物の健康を損ねることのないようにするとともに、必要に応じて飼養環境への順化又は順応を図るための措置を講じること。
- 五 異種又は複数の実験動物を同一飼養保管施設等内で飼養及び保管する場合には、実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、その組合せを考慮した収容を行うこと。

(生活環境の保全)

第24条 実験動物管理者、実験実施者及び飼養者は実験動物の汚物等の適切な処理を行うとともに、飼養保管施設等を常に清潔にして、微生物等による環境の汚染及び悪臭、害虫等の発生の防止を図ることによって、また、事業場の長は飼養保管施設等の整備等により騒音の防止を図ることによって、飼養保管施設等及びその周辺の生活環境の保全

に努めなければならない。

(記録の保存)

第25条 実験動物管理者、実験実施者及び飼養者は、実験動物の入手先、飼育履歴及び病歴等に関する記録管理を適正に行わなければならない。

(実験動物譲渡の際の情報提供)

第26条 実験動物管理者及び実験責任者は、実験動物を譲渡する場合は、その譲渡する者に対し、その生理、生態及び習性等、適切な飼養及び保管の方法並びに感染性の疾病等に関する情報を提供するものとする。

(実験動物の輸送)

第27条 実験動物管理者及び実験責任者は、実験動物を輸送する場合は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保並びに人への危害等の発生の防止に努めなければならない。

(実験動物による危害防止等)

第28条 実験動物の飼養又は保管に当たっては、次に掲げる措置を講じることにより、実験動物による人への危害、環境保全上の問題等の発生の防止に努めなければならない。

- 一 事業場の長は、実験動物管理者、実験実施者及び飼養者が実験動物に由来する疾病にかかることを予防するため、必要な健康管理を行うこと。
 - 二 実験動物管理者及び実験責任者は、実験実施者及び飼養者が危険を伴うことなく作業ができる飼養又は保管の方法を確保すること。
 - 三 実験動物管理者及び実験責任者は、飼養保管施設等の日常的な管理及び保守点検並びに定期的な巡回等により、飼養又は保管をする実験動物の数及び状態の確認が行われるようにすること。
 - 四 実験実施者及び飼養者は、相互に実験動物による危害の発生の防止に必要な情報の提供等を行うよう努めること。
 - 五 実験責任者は、実験動物の飼養若しくは保管又は動物実験等の実施に無関係の者を実験動物に接触させないために必要な措置を講じること。
- 2 研究所の長は、実験動物が飼養保管施設等から逸走しないような必要な措置を講じるとともに、実験動物が逸走した場合の措置をあらかじめ定め、関係者に周知し、逸走時の人への危害及び環境保全上の問題等の発生の防止に努めるものとする。
 - 3 研究所の長は、有毒な実験動物を飼養し、又は保管する場合は、抗毒素血清等の救急医薬品を備えるとともに、事故発生時に医師による迅速な救急処置が行える体制を整備し、実験動物による人への危害の発生の防止に努めなければならない。
 - 4 実験動物管理者、実験実施者及び飼養者は、人と動物の共通感染症に関する十分な知識の習得及び情報の収集に努めなければならない。
 - 5 研究所の長は、人と動物の共通感染症の発生時において必要な措置を迅速に講じるこ

とができるよう、公衆衛生機関等との連絡体制の整備に努めなければならない。

(緊急時の対応)

第29条 事業場の長は、地震、火災等の緊急時にとるべき措置に関する計画をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図るものとする。

2 実験動物管理者及び実験責任者は、緊急事態が発生したときは、前項の計画に従い、直ちに実験動物の保護及び実験動物の逸走による人への危害、環境保全上の問題等の発生の防止に努めるとともに、事業場の長にその状況を報告しなければならない。

3 事業場の長は、前項の報告が人への危害、環境保全上の問題等の発生又はそのおそれに係るものである場合は、速やかに最寄りの警察署又は保健所等の関係機関へ連絡しなければならない。

4 事業場の長は、第2項の報告を受けた場合及び前項の連絡をした場合は、その旨を理事、企画戦略本部長、研究所の長及び管理部長に報告しなければならない。

(教育訓練等)

第30条 企画戦略本部長は、適正な動物実験等の実施並びに実験動物の適切な飼養及び保管を行うために、次の各号に掲げる事項について必要な教育訓練の実施その他資質向上を図るために必要な措置を講ずるものとする。

一 動物実験等に関する法令、基本指針及び農研機構の定める規程等に関する事項

二 動物実験等の方法に関する基本的事項

三 実験動物の飼養及び保管に関する基本的事項

四 安全の確保に関する事項

五 その他適切な動物実験等の実施に関する事項

2 実験動物管理者、実験実施者及び飼養者は、企画戦略本部長から教育訓練の受講の指示があった場合は、必ず受講しなければならない。

3 企画戦略本部長は、教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名を記録し、保存しなければならない。

(自己点検及び評価)

第31条 実験動物管理者及び実験責任者は、動物実験等の実施に関する透明性を確保するため、毎年4月1日から翌年3月31日までの間において実施された動物実験等について、動物実験等に関する法令、基本指針及び本規程への適合性に関し、自己点検を行い、その結果を研究所の長に提出しなければならない。

2 研究所の長は、前項の規定により提出された自己点検の結果を取りまとめ、企画戦略本部長に報告しなければならない。

3 企画戦略本部長は、前項の規定により報告を受けた自己点検の結果について、委員会に評価を行わせるものとする。

4 委員会は、評価の実施に当たり必要があると認める場合は、実験動物管理者、実験実施者又は飼養者に、評価のための資料を提出させることができる。

5 企画戦略本部長は、自己点検の評価を実施した場合は、速やかにその結果を担当理事

に報告しなければならない。

(情報公開等)

第32条 理事は、前条第5項の規定により報告を受けた自己点検の評価の結果を公表するものとする。

2 理事は、前条第5項の規定により報告を受けた自己点検の評価の結果について、定期に、農研機構以外の者による検証を受け、その結果を公表するものとする。

(準用)

第33条 実験動物以外の動物を利用に供する動物実験等については、飼養保管基準の趣旨に沿って行うよう努めなければならない。

(適用除外)

第34条 畜産に関する飼養管理の教育若しくは試験研究又は畜産に関する育種改良を行うことを目的として実験動物（一般的に、産業用家畜と見なされる動物種に限る。）の飼養又は保管をする場合及び生態の観察を行うことを目的として実験動物の飼養又は保管をする場合には、この規程を適用しない。ただし、これらの場合であっても、血液の採取、人工繁殖又は外科的な措置等を伴う場合は、この限りでない。

(情報システムによる手続)

第35条 この規程に基づく報告、提出等の手続は、情報システム（情報システム利用規程（20規程第114号）第2条第8号に規定する情報システムをいう。）を使用する方法により行うことができる。

2 前項の情報システムを使用する方法により行われた手続は、情報システムに係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに行われたものとみなす。

(その他)

第36条 この規程に定めるもののほか、動物実験等の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27.4.1 27-3規程第122-1号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28.4.1 28-4規程第122-2号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30.10.1 30-18規程第122-3号）

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（令和2.6.24 02-5規程第122-4号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和2年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置等）

- 2 施行日前にこの規程による改正前の動物実験等実施規程第11条第1項の規定により研究センター等の長の承認を得た動物実験計画については、この規程による改正後の動物実験等実施規程第16条第1項の規定によりリスク管理部長の承認を得た動物実験計画とみなして、当該動物実験計画に係る動物実験等を実施することができるものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（令和3.4.1 03-16規程第122-5号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置等）

- 2 施行日前にこの規程による改正前の動物実験等実施規程第16条第1項の規定によりリスク管理部長の承認を得た動物実験計画については、この規程による改正後の動物実験等実施規程第15条第1項の規定により企画戦略本部長の承認を得た動物実験計画とみなして、当該動物実験計画に係る動物実験等を実施することができるものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。